

広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県は、県内のDV被害者等（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者及びその同伴する家族をいう。以下同じ。）の支援等に携わる民間活動団体が行うDV加害者プログラムを実施する人材の育成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、DV被害者等の安全と安心を確保するため、DV加害者プログラムの実施を予定する民間団体において、プログラムを実施できる人材の育成に要する経費を補助することにより、県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「DV加害者プログラム」とは、DV被害者等の支援の一環として、DV加害者が集団または個人で参加するプログラムで、プログラム実施者の働きかけにより、DV加害者に自らの暴力を自覚させるとともに、暴力の再発を防止することを目的として行われるものをいう。

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当する民間活動団体の中から、知事が適当と認めた団体とする。

- (1) DV被害者等の保護又は相談活動等、DV被害者等の支援を過去1年以上行っており、今後も活動が見込まれる団体であること。
- (2) 広島県内に主な事務所を有し、県内を拠点として活動していること。
- (3) 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(補助金交付の対象等)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者がDV加害者プログラムを実施する人材を育成するために行う事業（以下「補助事業」とする。）とする。

- 2 補助金の基準額、交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第3欄に定め

る補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 規則第 3 条第 1 項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書 (別紙 1)
- (2) 実施計画書 (別紙 2)
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要 (別紙 3)
- (5) 規約その他DV被害者等の支援活動が把握できる資料
- (6) 法人及び法人代表者に県税の滞納がないことの証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容等の変更をする場合は、あらかじめ別記様式第 2 号による変更交付申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第 3 号による中止 (廃止) 承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(交付決定)

第 8 条 知事は規則第 6 条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の交付決定通知書を受理した日から起算して 30 日以内とする。

(状況報告)

第 10 条 規則第 10 条の規定により知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について書面により知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、補助事業の実施状況について現地調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第 4 号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

2 規則第 12 条の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算書 (別紙 4)
- (2) 実施報告書 (別紙 5)
- (3) 収支決算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、規則第 13 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者へ通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の請求は、前条の補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に、別記様式第 5 号の補助金請求書により行うものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 29 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・一団体あたり 40 万円 	次の研修の受講に係る経費（受講費用） （1）アウェア主催のDV加害者プログラム研修 （2）RRP研究会主催のDV加害者教育プログラムファシリテーター養成研修会 （3）その他，知事が認める研修	1 / 2